

改正遺失物法の概要

拾得物に関する情報の公表その他拾得物の早期発見・返還のための規定の新設

- 警察本部長は、拾得物に関する情報を公表するとともに、他の警察本部長に対して貴重な拾得物に関する通報を行うこととなりました。
- 警察署長は、拾得物を遺失者に返還するため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることが可能になりました。
- 警察署長が、拾得者又は遺失者に対してそれぞれの氏名等を告知することができる場合に関する規定を新設しました。



拾得物の保管期間の短縮

- 遺失者が判明しないことにより拾得者が拾得物の所有権を取得するために要する期間が、6か月から3か月に短縮されました（附則による民法第240条の改正）。

拾得物の売却等に関する規定の整備

- 警察署長は、傘、衣類その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する物について、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しないときは、これを売却することができることとなりました。
- 警察署長は、買受人がなかった拾得物等については、廃棄その他の処分ができますとされました。



動物に関する取扱手続の明確化

- 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項の規定による引取りの対象となった「所有者の判明しない犬又はねこ」については、遺失物法の規定を適用しないことが明確にされました。



拾得者への拾得物の所有権の移転の制限に関する規定の新設

- 個人の身分・地位若しくは一身に専属する権利を証し、又は個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録等については、民法第240条等の規定にかかわらず、拾得者が所有権を取得することができないこととなりました。

警察署長への提出義務の特例に関する規定の整備等

- 不特定かつ多数の者が利用する施設の占有者の中、拾得物が多数に上り、かつ、拾得物を適切に保管することができるもの（一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会から指定を受けた施設の占有者。以下「特例施設占有者」という。）は、2週間以内に警察署長に届け出た場合には、拾得物（高額な拾得物等を除く。）を警察署長に提出しないことができるようになりました。
- 特例施設占有者は、警察署長と同様の要件の下に、売却及び廃棄その他の処分ができますとされました。



施設における拾得物の取扱手続等に関する規定の整備

- 拾得者から拾得物の交付を受けた施設の占有者は、拾得者の請求により、書面を交付しなければならないこととなりました。
- 都道府県公安委員会は、施設の占有者又は特例施設占有者に対し、当該施設における拾得物に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は特例施設占有者が保管する拾得物の提示を求めることができることとなりました。

